

官民出資会社のパートナー事業者募集に関する 実施方針等の修正について

令和 5 年 2 月 1 日
秋 田 県 建 設 部
下水道マネジメント推進課

令和 4 年 1 2 月 2 8 日に公表した実施方針等について、次のとおり修正します。

【実施方針】

ページ	修正後（令和 5 年 2 月 1 日時点）	修正前
4	<p>2.4 官民出資会社の設立時期</p> <p>県では、令和 5 年 3 月頃に公募手続きを開始し、令和 5 年 9 月頃に選定事業者を決定する予定としている。官民出資会社は令和 5 年 11 月頃に設立する予定である。</p>	<p>2.4 官民出資会社の設立時期</p> <p>県では、令和 4 年度中に公募手続きを開始し、令和 5 年夏頃に選定事業者を決定する予定としている。官民出資会社は令和 5 年中に設立する予定である。</p>
9	<p>4.3.2 業務量</p> <p>県が、官民出資会社に発注する予定としている業務の量については、表 1 のとおりである。台帳管理、経営相談、調書作成補助、職員研修の企画・運営、技術相談については、官民出資会社の本格運用開始後にニーズを見極めながらサービスを展開していく。</p>	<p>4.3.2 業務量</p> <p>県が、官民出資会社に発注する予定としている業務の量については、表 1 のとおりである。台帳管理、経営相談、調書作成補助、職員研修の企画・運営については、官民出資会社の本格運用開始後にニーズを見極めながらサービスを展開していく。</p>
11	<p>4.3.3 収支計画</p> <p>[表 2 注記]</p> <p>※人件費については、第 8 章に記載する条件に基づいて積算している。</p>	<p>4.3.3 収支計画</p> <p>[表 2 注記]</p> <p>※人件費については、第 6 章に記載する条件に基づいて積算している。</p>
21	<p>9.3.2 官民出資会社の設立</p> <p>県、市町村及びパートナー事業者は、令和 5 年 11 月頃に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として官民出資会社を設立できるよう、自らにおいて合理的に必要とされる行為を実施する。</p>	<p>9.3.2 官民出資会社の設立</p> <p>県、市町村及びパートナー事業者は、令和 5 年中に会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく株式会社として官民出資会社を設立できるよう、自らにおいて合理的に必要とされる行為を実施する。</p>